

# 平成 25 年度第 2 回大山崎町個人情報保護運営審議会 会議録

日 時 : 平成 26 年 2 月 19 日 (水) 午前 10 時 00 分～午前 10 時 30 分  
場 所 : 大山崎町役場 2 階 第 2 会議室  
出席者 : 委員＝柴田会長、小幡委員、萩原委員、小山委員  
事務局＝西村企画財政課長、江畑企画調整係員  
諮問実施機関＝田中健康課長、林高齢介護係員

## 《内 容》

### 1. 開 会

- ・西村企画財政課長より開会。
- ・城戸委員が欠席していることを報告。
- ・傍聴者がいないことを報告。

### 2. 会長あいさつ

- ・本日はお忙しい中お集まりいただきましてありがとうございます。
- ・委員改選後、審議を行うのは今回が初めてになりますが、よろしくお願ひします。

### 3. 諮問案件の審議について

- 消費税増税に伴い、京都府が実施する弱者対策に伴う、町保有の個人情報の目的外提供について

上記案件について、諮問実施機関から趣旨説明を行った。その概要は以下のとおりである。

なお、本会議の終了後に諮問実施機関である健康福祉部健康課から『個人情報を提供する対象者』について以下のとおり訂正する旨連絡があった。会議終了後に訂正が行われたため、諮問実施機関の趣旨説明、審議については訂正前の内容に基づいて行われた。

なお、本訂正により、審議結果を変更しないことは本会議終了後に行った（平成 26 年 2 月 26 日付）書面審議により決定済みである。

#### 『個人情報を提供する対象者について』

「訂正前」

要介護 4、5 の高齢者

⇒

「訂正後」

要介護 4、5 の認定者

(諮問機関) 当案件内容は、消費税増税に伴い、重度障害者や要介護4、5の高齢者に対し、介護用品等の生活必需品等の購入に利用できる3,000円分の商品券を配布する事業を京都府が実施するにあたり、本町において対象者を抽出し、抽出した対象者の個人情報（被保険者番号、氏名、生年月日、住所情報）を京都府へ提供するものです。京都府においては、町から提供を受けた個人情報を基に、当該事業の説明資料を送付し、対象者からの申請を受けて商品券の発送を行うこととなっています。

なお、商品券の発送作業等は業者に委託することになっておりますが、京都府と業者の間で交わされる委託契約において、個人情報の取り扱いについては十分気を付けるといった事項を設けることを確認しております。

今回提供する個人情報につきましては、京都府が実施する当該事業のために収集した個人情報ではないため、この個人情報を京都府へ提供することは、目的外提供に該当するため、本町個人情報保護条例第6条第2項の規定に基づき、本審議会に意見を求めさせていただいたものでございます。

上記趣旨説明の後、各委員が審議した。その概要は、以下のとおりである。

(会長) 行政が個人情報を管理している間は漏えい等の心配は少ないが、委託業者において漏れるということが一番心配である。過去の審議会においても、この点を十分注意の上、審議を行ってきた。京都府も十分理解されているとは思いますが、委託業者において個人情報が漏れることが無いよう注意してほしいと伝えていただきたい。

(諮問機関) 承知いたしました。

(委員) 提供される個人情報だが、大山崎町の対象者は要介護認定4、5の高齢者ということだが、高齢者の方の情報だけでなく、要介護4、5の全ての方の個人情報を提供することになるのか。

(諮問機関) 高齢者ということで京都府から聞いておりますので、要介護4、5の65歳以上の方の情報のみを抽出し提供することになります。

(会長) 対象者は何人ぐらいか。

(諮問機関) 対象者は180人です。(訂正後の対象者は185人)

(委員) 業者の選定方法はどのようにしているのか。

(諮問機関) 申し訳ございません。業者の選定方法については把握しておりません。

(会長) 業者は介護用品などを販売している業者か。

- (諮問機関) 介護用品を販売している業者ではないと思われます。発送作業を専門に行う業者です。
- (委員) 資料を見ていると、商品券が使用できる協力店舗の募集やコールセンターの設置も行うことになっている。
- (諮問機関) そうです。その業務も含めて行うことになります。
- (会長) そうなると、多くの人に関わることになるので、適切に管理をしておいてもらわないと、情報が漏れるという危険は十分にあり得る。
- (委員) 会長がおっしゃる通り、危険性が一番高いのは業者からの漏えいであると考えるので、十分注意していただくようお願いする必要があります。  
個人情報を提供する対象者について、資料では要介護 4、5 の高齢者と記載されているが、高齢者イコール 65 歳以上というのは一般的にそういう理解になっているのか。
- (諮問機関) 介護保険関係で高齢者といえは 65 歳以上という定義がございます。
- (委員) 生年月日の提供については、本人確認のためということか。
- (諮問機関) 対象者が記入した申請書の生年月日と照合するために使用すると聞いています。
- (委員) 生年月日の提供について、事業の対象者を 65 歳以上の方と制限しているのであれば、問題ないと思うが、そうでなければ、過剰な提供となってしまう。  
その場合はそれなりの理屈が必要だが、本人確認のためであれば、理屈としては立ち得るのかなと思う。  
私個人の結論としては、今回の案件については問題があるとは考えていない。
- (会長) 他にご意見が無ければ、事務局から本審議会の結論の原案のようなものを示してもらいたい。
- (事務局) 正式なものについては後日、文書でご確認いただきたいと思いますが、現段階の案を申し上げます。  
「京都府に対して、町で保有している介護保険被保険者でかつ要介護認定で要介護 4、5 の高齢者の被保険者番号、氏名、生年月日、住所情報の提供についてはこれを認める。ただし、委託業者においては提供した個人情報を慎重に取り扱うよう京都府から伝えるよう要望する」といった文言になるかと思えます。委託業者に係る部分は再度考えさせていただきたいと思えます。
- (会長) 事務局から案が示されたが皆さんいかがか。
- (事務局) 委託業者に係る部分で 1 点確認させていただきます。  
本事業の実施にあたり、京都府と業者が委託契約をされることとなりますが、契約書中には京都府個人情報保護事務取扱要綱で定める個人情報取扱特記事項が記載されることになろうかと思えます。本審議会として、契約書中に何か文言を付け加えてもらいた

いといったことまでは要望しないという認識でよろしいでしょうか。

(委員) 事業者における個人情報の秘密の保持については個人情報取扱特記事項の第 2 に定められており、委託業者の業務従事者における個人情報の取り扱いについては第 10 に定められている。

(会長) 新たに文言を足していただくといったことを要望するのではなく、委託業者においては個人情報取扱特記事項の第 2、第 10 を厳守するようにといったことを求めればよいと思う。

(会長) その他に委員の皆さんご意見はございますか。  
なければ、「消費税増税に伴い、京都府が実施する弱者対策に伴う、町保有の個人情報の目的外提供について」は、これを認める。ただし、委託業者については、「京都府個人情報保護事務取扱要綱」で定める『個人情報取扱特記事項』の第 2、第 10 を厳守するよう審議会から要望があったと京都府へ伝えること。」としてよろしいですか。文言等の修正については後日事務局から確認させていただくこととする。

(全委員) ( 同 意 )

(会長) それでは、審議会の答申としてはそのようにさせていただきます。

(事務局) 答申書の公開についてご相談させていただきます。  
答申書については、役場 1 階庁舎での公開のみで HP 上には掲載していませんでしたが、今回から HP 上に掲載させていただきたいと考えていますがいかがでしょうか。

(委員) 今回の諮問内容であれば大きな問題はないかもしれないが、諮問内容によっては答申書そのものを公開することが困難になることもあると思う。その場合に答申書の内容の一部（公開すべきでない部分）を消して公開するという事は難しいのではないかと思う。

(会長) 今回については問題がないかもしれないが、今後のことを考えると慎重になるべきである。

答申書の公開についてはこれまで通りとさせていただきます。

(事務局) 承知いたしました。

#### ● 諮問案件に対する決定事項

##### 【決定内容】

「消費税増税に伴い、京都府が実施する弱者対策に伴う、町保有の個人情報の目的外提供について」は、これを認める。ただし、委託業者については、「京都府個人情報保護事務取扱要綱」で定める『個人情報取扱特記事項』の第 2、第 10 を厳守するよう審議会から要望があったと京都府へ伝えること。